

令和2年7月16日

保護者の皆様へ

都城市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策について、これまで多大なる御理解と御協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

さて、今後における、児童生徒及び教職員の感染や濃厚接触者として特定された場合の具体的な対応につきましては、国の方針や市のガイドラインに基づき、原則、以下のとおりといたします。

保護者の皆様には、引き続き感染拡大防止対策への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 児童生徒及び教職員の感染が確認された場合

- ・感染した児童生徒及び教職員が在籍する学校は、濃厚接触者の特定と消毒作業のため、当面の間（原則3日間）臨時休業とします。
- ・感染した児童生徒及び教職員は、医師の許可が得られれば登校（出勤）可能です。

2 児童生徒及び教職員が濃厚接触者と特定された場合

- ・学校は、感染対策を講じた上で、通常どおりとします。
- ・特定された児童生徒及び教職員については、PCR検査結果に関わらず、感染者と接触した日から起算して14日間出席停止及び自宅待機とします。

3 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処について

- ・感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されません。各学校では、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、当事者の心情に十分配慮し、発達の段階に応じた指導を行います。

4 その他

- ・感染拡大の状況によっては、市内の全小・中学校を当面の間（原則3日間）臨時休業とする場合もあります。